証券コード　9972
平成24年２月13日

株　主　各　位

東京都中央区入船二丁目１番１号
アルテック株式会社
代表取締役社長　張　能　徳　博

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年２月27日（月曜日）午後５時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、60頁から61頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

１．日　　時　　　平成24年２月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲　Room ５
（会場が昨年までと異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

３．目的事項

報告事項 １．第36期（平成22年12月１日から平成23年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第36期（平成22年12月１日から平成23年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.altech.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成22年12月１日から
平成23年11月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災により企業の生産活動や輸出が一時減少しておりましたが、復興に伴い緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら米国経済の回復鈍化や欧州の金融不安により円高が進行したことで、多くの輸出企業の業績が影響を受け、また雇用・所得環境が改善しないまま、個人消費も伸び悩む厳しい状況が続くこととなりました。

このような市場環境のもと、当社グループは商社事業において「新商品の発掘」および「コスト構造改革」、プリフォーム事業において「適切な設備投資」および「生産効率の向上」を柱として経営計画の実現に向けて取り組んでまいりましたが、東日本大震災の影響により急速に変化する市場環境に対応するため、更なる営業施策およびコスト削減に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は16,854百万円（前期比12.5％減）となりました。

収益面については、追加的なコスト構造改革に取り組んでいるものの減収を補えず、営業利益は259百万円（前期比19.5％減）、経常利益は331百万円（前期比9.3％減）となりました。

また、本社移転に伴う固定資産の減損損失58百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額18百万円、さらに東日本大震災およびタイの洪水の影響による固定資産の復旧費用などを災害による損失としてそれぞれ26百万円、88百万円を特別損失に計上いたしました。また、これらに加え、中国における持分法適用会社において、配当方針が変更され配当実施が決議されたため、内部留保に係る繰延税金負債等を計上したことにより税金費用が発生し、当期純利益は48百万円（前期比559.8％増）となりました。

なお、災害による損失のうち、タイの洪水に伴う固定資産復旧費用については、災害保険を付保しておりますが、事業報告作成日現在では保険金の受取額は未確定であります。当該被災に係る保険金の受取額は、確定するまでに時間を要しますので、翌連結会計年度以降の確定時に特別利益として計上する予定であります。

事業別の状況は次のとおりであります。

商社事業においては、東日本大震災発生に伴い主要顧客の設備投資計画が大幅に遅れたため大型機械の受注販売に影響し、またゲームソフト用ケースも主要顧客のゲーム機が端境期にあるため出荷数量が減少しました。この結果、商社事業の売上高は10,649百万円、営業利益は33百万円となりました。

プリフォーム事業においては、東日本大震災後の飲料の需要増もあり日本の主要顧客からの注文は好調に推移しましたが、海外では、中国の主要顧客の飲料製品の販売が不振であったこと、および東南アジアの主要顧客の一部の工場が安定稼動にいたらなかったことにより、出荷数量が伸び悩みました。この結果、プリフォーム事業の売上高は4,561百万円、営業利益は278百万円となりました。

その他の事業においては、国内で輸送用リサイクルプラスチックパレットの協力工場の一部が被災し商品供給に支障をきたすなどの影響を受けました。この結果、その他の事業の売上高は1,960百万円、営業利益は132百万円となりました。

（事業別売上高および売上高構成比）

事業区分	第36期（当期） 平成22年12月１日から 平成23年11月30日まで	
	金額（百万円）	構成比
商社事業	10,649	62.0%
プリフォーム事業	4,561	26.6%
その他の事業	1,960	11.4%
合計	17,170	100.0%

（注）「事業別売上高および売上高構成比」に記載している売上高は、事業区分間の内部取引を含んだ金額であります。
また、当連結会計年度より、事業区分を変更したため、各事業区分の前期との比較は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、975百万円（前期比8.8%増）であります。その主なものは、プリフォーム事業において、蘇州現地法人および広州現地法人ならびにタイ現地法人の飲料用のプリフォームの生産設備等に902百万円（前期比13.8%増）投資しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、重要な資金調達はありません。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成23年６月1日付で、当社100%出資の子会社であるアルテック・エンジニアリング株式会社を吸収合併いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当社の子会社であるアルテック・エンジニアリング株式会社の株式45％を追加取得し、平成22年12月１日付で、同社を完全子会社といたしました。

当社は、当社の子会社であるアルパレット株式会社の株式49％を追加取得し、平成22年12月１日付で、同社を完全子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年３月30日に、平成22年11月期から平成24年11月期の３カ年を対象とする「アルテックグループ　新中期経営計画」を発表し、次の３つの経営方針を打ち出しております。

①　経営リソース再配分の推進による成長軌道への回帰
②　適切な設備投資と着実な成長
③　組織改革・業務改革

①　経営リソース再配分の推進による成長軌道への回帰

当社を中心とする商社事業については、今後高い成長の見込める商品に注力し、今後成長が見込めない分野については、オペレーションの効率化を図り各取扱商品分野から安定して利益を創出できる体制を構築してまいります。

また、今後の景気回復の見通しが不透明な国内市場から、近年安定した経済成長が見られるアジア市場向けの販売活動に大きく舵を切り、その旺盛な需要を獲得すべく、経営資源を配分してまいります。当連結会計年度においては、中国およびタイの現地法人に駐在員を増員し、本社の商社事業部門と各現地法人とのより緊密な連携体制のもと、積極的な販売活動を展開できる体制へと変更いたしました。またインドネシアのジャカルタにはアジアにおける３番目となる販売拠点を新たに設置いたしました。今後は、さらにインドやベトナム等にも販売活動の範囲を広げていく方針です。

②　適切な設備投資と着実な成長

海外子会社を中心とするプリフォーム事業について、特に中国をはじめとするアジア飲料市場の拡大を背景にペットボトル需要の伸びが予想されることから、投資効率性を重視した適切な設備投資を実行するとともに、更なる生産効率の向上に取り組み、着実な成長を目指してまいります。

中国では、世界の一流飲料メーカーが進出している広東省佛山市三水区の世界最大規模の飲料団地において当社グループも工場を建設し、市場シェアを拡大してまいります。

また、洪水の被害を受けたタイのアユタヤ県のプリフォーム工場については、今後の事業展開について、目下方針を検討しております。

③　組織改革・業務改革

当社グループは、新セグメント会計への対応を踏まえ、業績回復を着実に達成し将来さらに成長していくための課題抽出と施策実行を進めるべく、当連結会計年度より、商社事業、プリフォーム事業、その他の事業の３つのセグメント区分を適用しております。

これに伴い、当社グループ内の経営資源の効率化という課題に取り組んでまいります。

当連結会計年度においては、商社事業では、産業機械本部を設置し、本部長を兼務する社長以下、３名の副本部長を置くことにより、営業活動において事業部間の連携を強化する体制といたしました。また平成23年６月１日付で商社事業の各種機械エンジニアリング・保守サービスを担当する連結子会社であったアルテック・エンジニアリング株式会社を吸収合併し、当社の技術部門として営業部門と連携し顧客満足度の向上を担う体制といたしました。

平成22年12月１日付で完全子会社化したアルパレット株式会社については、当社から輸送用リサイクルプラスチックパレットの販売機能を全面的に移管し、製造から販売まで一貫した事業を行う経営体制といたしました。

また、成長を続ける中国市場において、中国のグループ会社を統括する責任者を派遣し、中国市場におけるプリフォーム事業を機軸とするプラスチック製品の製造事業と中国市場における商社事業の相乗効果を今後さらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(7) 財産および損益の状況

項目	第 33 期 平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで	第 34 期 平成20年12月1日から 平成21年11月30日まで	第 35 期 平成21年12月1日から 平成22年11月30日まで	第 36 期(当期) 平成22年12月1日から 平成23年11月30日まで
売上高(百万円)	27,832	22,182	19,272	16,854
経常利益(百万円)	1,322	238	365	331
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	220	△971	7	48
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	11円56銭	△50円88銭	0円39銭	2円54銭
総資産(百万円)	23,313	17,890	15,857	16,595
純資産(百万円)	11,202	9,407	9,102	8,731
1株当たり純資産額	579円17銭	485円5銭	466円90銭	453円72銭

(注) 1．第33期につきましては、製造事業の食品・飲料容器分野において、製造ラインの生産効率改善に加えて設備増強効果等により、生産・販売が前期を上回ったものの、卸売事業において、主力取引先の業績先行き不安による設備投資意欲減退等の影響を受け、大型機械の受注販売が減少したこと等により減収となりました。しかしながら、継続的なコスト構造の改革に取り組んだことに加え、製造事業において、食品・飲料容器分野のプリフォームおよびプラスチックキャップの生産・販売が好調に推移したこと、有利子負債の削減により支払利息が減少したことおよび持分法による投資利益が大幅に増加したこと等により利益を上げることとなりました。

2．第34期につきましては、卸売事業の産業機械・機器分野において、主要顧客先の設備投資意欲の減退等により、国内外の製造業向け大型機械の販売が苦戦するなど景気低迷の影響を受けたことから、大幅な減収となりました。加えて、急激な為替変動による為替差損、持分法による投資利益の大幅な減少、大口取引先の破綻による貸倒引当金繰入額およびクレーム処理損失の発生等により損失となりました。

3．第35期につきましては、国内向けの自動車部品成形機械、食品製造機械等の大型案件の売上がありましたが、景気低迷の影響を引き続き受け、国内の製造業を中心とする主要顧客の設備投資需要は総じて減少し、多くの主力機械・機器の販売が苦戦したこと等から減収となりました。しかしながら、人件費の抑制、事務所の一部移転等によりコスト削減に努めたこと、持分法による投資利益が大幅に増加したこと、役員退職慰労金制度を廃止したことによる役員退職慰労引当金戻入額が発生したこと等により、わずかながら利益を上げることとなりました。

4．第36期（当期）の状況につきましては、前記「（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な事業内容（平成23年11月30日現在）

当社グループは、当社、連結子会社10社および持分法適用関連会社３社で構成されており、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う商社事業、飲料用等のプリフォームおよびプラスチックキャップの製造・販売ならびにこれに関連するサービスの提供を行うプリフォーム事業、輸送用リサイクルプラスチックパレットの製造・販売および情報通信機器の販売ならびにこれに関連するサービスの提供を行うその他の事業を営んでおります。

当社グループの事業内容等は、次のとおりであります。

事業区分	主な商品・製品・サービス	主　要　な　会　社
商社事業	ペットボトル関連検査機器、ペットボトル成形用金型、チューブ・ボトル成形関連機器、プラスチック・ゴム製品成形機、オンデマンドデジタル印刷機、グラビア印刷機、フレキソ印刷機、曲面スクリーン印刷機、３Ｄプリンタ、デジタルカメラ用昇華型フォトプリンタ、太陽電池・有機ＥＬ製造関連機器・検査装置、プリンテッドエレクトロニクス関連機器、光ディスク（ＤＶＤ／ブルーレイディスク）製造関連機器・検査装置、食品加工機械、化粧品製造装置、医療器具製造装置、医薬品充填装置・異物検査装置、水処理装置、パレット製造ライン、再生処理機械、各種機械エンジニアリング・保守サービス セキュリティ関連機器、ＩＣカード・タグ関連機器、特殊スキャナー、理化学機器、記録管理システム・ソフトウェア、バイオメトリックスソフトウェア、図書・帳票類電子化サービス ＤＶＤケース、ブルーレイディスク用ケース、ゲームソフト用ケース 各種合成樹脂原料、リサイクルプラスチック	当社 〈連結子会社〉 愛而泰可貿易（上海）有限公司 ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD. 〈持分法適用関連会社〉 エスコグラフィックス株式会社
プリフォーム事業	ペットボトル用プリフォーム、ペットボトル、プラスチックキャップ	当社 〈連結子会社〉 愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 愛而泰可新材料（広州）有限公司 PT.ALTECH 〈持分法適用関連会社〉 愛而泰可新材料（深圳）有限公司
その他の事業	輸送用リサイクルプラスチックパレット、システム開発・ネットワーク関連サービス	〈連結子会社〉 アルパレット株式会社 アルテックアイティ株式会社

(9) 主要な営業所（平成23年11月30日現在）

区　　分	名　　　　　称	所　　在　　地
当　社	本社 大阪営業所	東京都中央区入船二丁目１番１号 大阪府大阪市
国内子会社	アルテックアイティ株式会社 アルパレット株式会社	東京都新宿区 福井県坂井市
在外子会社	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 愛而泰可貿易（上海）有限公司 愛而泰可新材料（広州）有限公司 ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD. PT.ALTECH	中国　蘇州市 中国　上海市 中国　広州市 タイ　バンコク市 インドネシア　スカブミ市
国内関連会社	エスコグラフィックス株式会社	東京都新宿区
在外関連会社	愛而泰可新材料（深圳）有限公司	中国　深圳市

(10) 使用人の状況（平成23年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事　業　区　分	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
商社事業	132名（ 2名）	－　（ － ）
プリフォーム事業	429名（219名）	－　（ － ）
その他の事業	58名（ 13名）	－　（ － ）
全社（共通）	24名（ － ）	－　（ － ）
合計	643名（234名）	41名増（51名増）

（注）1. 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等の使用人数であります。
3. 当連結会計年度より、事業区分を変更したため、各事業区分の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
140名（1名）	7名減（1名減）	40.1歳	9.3年

（注）1. 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平成23年６月１日付で、当社は子会社であるアルテック・エンジニアリング株式会社を吸収合併しております。平均勤続年数は、合併以前における同社での勤続年数を通算しております。

(11) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率
		%
アルテックアイティ株式会社	50百万円	100.0
アルパレット株式会社	100百万円	100.0
愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	36,000千アメリカドル	100.0
愛而泰可貿易（上海）有限公司	650千アメリカドル	100.0
愛而泰可新材料（広州）有限公司	22,000千アメリカドル	100.0
ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD.	4,000千タイバーツ	49.0
PT.ALTECH	2,000千アメリカドル	100.0

② 重要な関連会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率
		%
愛而泰可新材料（深圳）有限公司	10,000千アメリカドル	45.0
エスコグラフィックス株式会社	10百万円	40.0

(12) 主要な借入先（平成23年11月30日現在）

借　　入　　先	借入金残高
	百万円
上海浦東発展銀行股份有限公司	1,008
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	797
東銀利市（香港）有限公司	421
株式会社商工組合中央金庫	394
株式会社三井住友銀行	234
住友信託銀行株式会社	100

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成23年10月11日付で、本社を東京都中央区入船二丁目１番１号に移転いたしました。

２．会社の株式に関する事項（平成23年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　19,354,596株

(3) 株主数　5,215名

(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
	株	%
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合	8,797,700	46.08
竹内エムアンドティ株式会社	900,000	4.71
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	505,920	2.64
由　利　和　久	500,276	2.62
株式会社アルミネ	391,000	2.04
村　永　八千代	387,076	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	184,800	0.96
東京センチュリーリース株式会社	151,904	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	147,500	0.77
三井住友海上火災保険株式会社	136,700	0.71

（注）持株比率は自己株式（262,819株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成23年11月30日現在）

	第１回新株予約権
発行決議日	平成23年2月25日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 200,000株 （１個当たり100株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり35,000円 （１株当たり350円）
新株予約権の行使期間	平成23年3月12日から平成26年3月11日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
当社役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,230個 目的となる株式の数 123,000株 保有者数 ３名

（注）１．新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは使用人のいずれかの地位を有していることを要するものとする。
ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、地位を喪失した日から１年間を限度として、「新株予約権の行使期間」内に新株予約権を行使することができるものとする。

２．新株予約権の相続はこれを認めないものとする。

３．１個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

平成23年２月25日開催の取締役会決議による新株予約権

①　新株予約権の数

2,000個

②　新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式　200,000株（1個当たり100株）

③　新株予約権の払込金額

金銭の払込みは要しない。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　35,000円（1株当たり350円）

⑤　新株予約権の行使期間

平成23年３月12日から平成26年３月11日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは使用人のいずれかの地位を有していることを要するものとする。
ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、地位を喪失した日から１年間を限度として、「新株予約権の行使期間」内に新株予約権を行使することができるものとする。

ロ．新株予約権の相続はこれを認めないものとする。

ハ．１個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。

⑦　当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数（個）	目的となる株式の数（株）	交付者数（名）
当社執行役員	210	21,000	3
当社使用人	420	42,000	6
当社子会社取締役	140	14,000	2

４．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成23年11月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	張　能　徳　博	産業機械本部長 愛而泰可新材料（深圳）有限公司董事総経理
取締役専務執行役員	瀧　川　賢　一	総務部・経理部管掌 兼 総務部長
取締役執行役員	木根渕　　明	経営企画部長 エスコグラフィックス株式会社取締役
取締役	中　尾　光　成	フェニックス・キャピタル株式会社取締役 ティアック株式会社社外取締役
取締役	富　永　　宏	フェニックス・キャピタル株式会社マネージングディレクター オリエンタル白石株式会社取締役
常勤監査役	菅　原　正　則	
監査役	今　中　幸　男	弁護士
監査役	越　智　俊　典	大王製紙株式会社社外監査役
監査役	平　岡　　繁	公認会計士・税理士 フェニックス・キャピタル株式会社常勤監査役 ティアック株式会社社外監査役

（注）１．取締役中尾光成および富永　宏の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役今中幸男、越智俊典および平岡　繁の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は越智俊典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
３．平成23年２月25日開催の定時株主総会において、新たに菅原正則氏が監査役に選任され就任いたしました。
４．監査役平岡　繁氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当事業年度中に以下の取締役に地位および担当の異動がありました。

氏　　名	新地位および担当	旧地位および担当	異動年月日
張能徳博	代表取締役社長 産業機械本部長	代表取締役社長	平成23年２月25日
瀧川賢一	取締役専務執行役員 総務部・経理部管掌 兼 総務部長	取締役専務執行役員 管理本部長 兼 総務部長	平成23年２月25日
木根渕　明	取締役執行役員 経営企画部長	取締役執行役員 経営企画本部長	平成23年２月25日

6．取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担　　当
執　行　役　員	陶　山　秀　彦	産業機械本部副本部長 兼 情報マネジメント事業部長 兼 先端機器事業部長 兼 デジタルプリンタ事業部長
執　行　役　員	阪　口　則　之	産業機械本部副本部長 兼 印刷・包装事業部長
執　行　役　員	池　谷　壽　繁	経理部長

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
加　畑　　洋	平成23年２月25日	任期満了	取締役会長
梅　木　義　則	平成23年２月25日	任期満了	取締役専務執行役員営業本部長
千　歳　和　秀	平成23年２月25日	任期満了	常勤監査役

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	取　締　役		監　査　役		計	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
株主総会決議に基づく報酬	7名（うち社外2名）	108百万円（うち社外2百万円）	5名（うち社外3名）	19百万円（うち社外10百万円）	12名（うち社外5名）	128百万円（うち社外13百万円）
計	－	108百万円	－	19百万円	－	128百万円

（注）１．株主総会決議による報酬限度額（年額）は次のとおりであります。
取締役　300百万円（平成９年２月24日　定時株主総会決議）
監査役　40百万円（平成15年２月25日　定時株主総会決議）
なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
２．当事業年度末日現在の取締役は５名、監査役は４名であります。
３．上記には、平成23年２月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役１名の在任中の報酬額が含まれております。
４．上記には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（社外取締役を除く）12百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役中尾光成氏は、当社の大株主フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合の業務執行組合員であるフェニックス・キャピタル株式会社の取締役およびティアック株式会社の社外取締役であります。当社とフェニックス・キャピタル株式会社およびティアック株式会社との間に重要な取引関係はありません。

・取締役富永　宏氏は、当社の大株主フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合の業務執行組合員であるフェニックス・キャピタル株式会社のマネージングディレクターおよびオリエンタル白石株式会社の取締役であります。当社とフェニックス・キャピタル株式会社およびオリエンタル白石株式会社との間に重要な取引関係はありません。

・監査役越智俊典氏は、大王製紙株式会社の社外監査役であります。当社と大王製紙株式会社との間に重要な取引関係はありません。

・監査役平岡　繁氏は、当社の大株主フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合の業務執行組合員であるフェニックス・キャピタル株式会社の常勤監査役およびティアック株式会社の社外監査役であります。当社とフェニックス・キャピタル株式会社およびティアック株式会社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　状　況
取 締 役	中 尾 光 成	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	富 永 　 宏	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	今 中 幸 男	当事業年度に開催された取締役会12回のうち１回に出席し、また監査役会11回のうち４回に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	越 智 俊 典	当事業年度に開催された取締役会12回および監査役会11回すべてに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	平 岡 　 繁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また監査役会11回のうち10回に出席し、主に財務・会計に関する専門的見地から、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役中尾光成および富永　宏ならびに社外監査役平岡　繁の各氏は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

東陽監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	35百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―
合　　計	35百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

⑷ 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

⑸ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑹ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑺ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役および使用人の職務執行が法令、定款および社会規範に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」等のコンプライアンス体制に係る規程を整備し、誠実かつ実践的に運用する体制を構築しております。具体的には、コンプライアンス委員会（社外弁護士も含まれております。）を設置し、社員研修等を通じて社内の法令遵守に対する意識の強化を行っております。

② 内部監査室は、コンプライアンスおよびリスク管理等の状況を監査し、適宜代表取締役社長および監査役に報告し、重要な事項については取締役会および監査役会に報告するものとしております。

③ 法令遵守上疑義のある行為等について、取締役および使用人が直接通報を行う社内通報制度の運用手段の一つとして、社内および社外専門機関に「アルテック・ホットライン」を設置し、運営しております。公益通報者保護法に基づく「社内通報規程」を制定しており、通報に際して通報者に不利益がないことを確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役は、その職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、「文書処理規程」に基づき、保存・管理するものとしております。

② 上記①の文書等は、必要に応じて閲覧できる状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社およびグループ各社のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスクを未然に防ぐための体制を構築しております。

② 取締役会は、リスクの分析および評価を行い、経営判断の重要な材料としております。

③ 危機が発生した場合には、「危機管理規程」に則り対策本部を設け、迅速かつ適切な対処・解決を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともに、職務権限規程を整備し、職務および権限を明確化しております。

② 取締役会は、定期的に目標達成状況のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するよう改善を行っており、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、当社およびグループ各社における業務の執行が法令、定款および社会規範に適合することを確保するための諸施策に加え、当社とグループ各社との間の内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

② 取締役会は、当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制として、当社およびグループ各社が適切な内部統制システムの構築を行うよう指導しております。

③ 内部監査室は、当社およびグループ各社の法令遵守および業務全般にわたる内部統制の有効性等を監査し、その結果は適宜代表取締役等に報告するものとしております。

④ 監査役は、連結経営に対応した当社およびグループ各社の監視・監査を行い、必要に応じて提言・助言を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとしております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うものとしております。

また、監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の当該使用人に対する指揮命令権や当該使用人の人事評価等について、監査役の意見を尊重することとしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役からの要請に応じて下記の事項を報告しております。

① 取締役または使用人の行為が、当社およびグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正、または法令・定款違反等。

② 当社およびグループ各社における重要な施策の決定事項、重要な月次報告、業務執行状況、重大な訴訟の提起等。

③ 内部監査室が実施した内部監査の結果に基づく適宜の指摘事項等。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換の体制を確立しております。

② 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保しております。

③ 監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係をもたず、不当請求等には毅然とした態度で臨むように心がけております。また当社「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力に利益供与を一切行ってはならないとの行動規範を定めております。

反社会的勢力からの接触があった場合には、総務部および法務室がその対応にあたることになっており、必要であれば早期に顧問弁護士や警察に相談し、適切な措置を講じる体制となっております。

また、警視庁管轄団体等の主催する研修会や情報交換会へ定期的に参加し、情報の収集を行っております。

7．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成23年11月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,302,402**	**流動負債**	**6,203,750**
現金及び預金	2,778,692	支払手形及び買掛金	2,281,620
受取手形及び売掛金	3,637,405	短期借入金	1,902,303
商品及び製品	1,255,726	1年内償還予定の社債	20,000
原材料及び貯蔵品	348,679	未払費用	382,938
前渡金	698,667	未払法人税等	48,235
繰延税金資産	26,025	前受金	1,104,929
その他	577,493	繰延税金負債	1,594
貸倒引当金	△20,288	受注損失引当金	200
固定資産	**7,293,519**	災害損失引当金	87,195
有形固定資産	**5,166,574**	その他	374,731
建物及び構築物	1,479,805	**固定負債**	**1,660,525**
機械装置及び運搬具	2,726,530	社債	70,000
土地	80,479	長期借入金	1,464,778
リース資産	113,495	繰延税金負債	80,428
建設仮勘定	77,070	その他	45,318
その他	689,194	**負債合計**	**7,864,275**
無形固定資産	**317,752**	（純資産の部）	
投資その他の資産	**1,809,192**	**株主資本**	**9,382,051**
投資有価証券	284,414	**資本金**	**5,527,829**
関係会社出資金	934,589	**資本剰余金**	**2,366,770**
長期貸付金	31,670	**利益剰余金**	**1,710,238**
敷金及び保証金	200,491	**自己株式**	**△222,786**
繰延税金資産	25,455	**その他の包括利益累計額**	**△719,657**
その他	871,795	**その他有価証券評価差額金**	**△21,061**
貸倒引当金	△539,223	**繰延ヘッジ損益**	**△8,068**
		為替換算調整勘定	**△690,527**
		新株予約権	**19,876**
		少数株主持分	**49,375**
		純資産合計	**8,731,645**
資産合計	**16,595,921**	**負債純資産合計**	**16,595,921**

連結損益計算書

（平成22年12月１日から
平成23年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,854,877**
売上原価		**13,857,985**
売上総利益		**2,996,892**
販売費及び一般管理費		2,737,416
営業利益		**259,475**
営業外収益		
受取利息	16,495	
受取配当金	4,935	
持分法による投資利益	129,179	
為替差益	83,122	
その他の営業外収益	64,538	298,271
営業外費用		
支払利息	114,382	
デリバティブ評価損	77,774	
その他の営業外費用	33,793	225,949
経常利益		**331,797**
特別利益		
事業譲渡益	40,850	
固定資産売却益	3,671	
貸倒引当金戻入額	4,285	
受取保険金	60,756	
保険解約返戻金	28,132	
負ののれん発生益	22,279	159,976
特別損失		
固定資産除却損	44,388	
固定資産売却損	20,045	
貸倒引当金繰入額	15,170	
投資有価証券売却損	5,897	
出資金評価損	11,144	
会員権評価損	12,287	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18,399	
減損損失	58,519	
災害による損失	115,498	301,351
税金等調整前当期純利益		**190,422**
法人税、住民税及び事業税	55,238	
法人税等調整額	76,917	132,155
少数株主損益調整前当期純利益		**58,267**
少数株主利益		9,745
当期純利益		**48,521**

連結株主資本等変動計算書

（平成22年12月１日から
平成23年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年11月30日残高	5,527,829	2,783,821	1,301,941	△222,688	9,390,904
連結会計年度中の変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	－	△57,276	－	－	△57,276
当期純利益	－	－	48,521	－	48,521
欠損填補	－	△359,775	359,775	－	－
自己株式の取得	－	－	－	△98	△98
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△417,051	408,297	△98	△8,852
平成23年11月30日残高	5,527,829	2,366,770	1,710,238	△222,786	9,382,051

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成22年11月30日残高	△16,313	△15,314	△445,160	△476,788	－	188,066	9,102,182
連結会計年度中の変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当	－	－	－	－	－	－	△57,276
当期純利益	－	－	－	－	－	－	48,521
欠損填補	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△98
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,747	7,246	△245,367	△242,869	19,876	△138,691	△361,684
連結会計年度中の変動額合計	△4,747	7,246	△245,367	△242,869	19,876	△138,691	△370,537
平成23年11月30日残高	△21,061	△8,068	△690,527	△719,657	19,876	49,375	8,731,645

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

①　連結子会社の数　　　　　10社

②　連結子会社の名称

アルテックアイティ株式会社、アルパレット株式会社、ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD.、PT.ALTECH、ALTECH NEW MATERIALS（THAILAND）CO., LTD.、PT.ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIA、愛而泰可新材料（蘇州）有限公司、愛而泰可貿易（上海）有限公司、愛而泰可新材料（広州）有限公司、佛山愛而泰可新材料有限公司

上記のうち、ALTECH NEW MATERIALS（THAILAND）CO., LTD.、PT.ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIA、佛山愛而泰可新材料有限公司の３社は、当連結会計年度において新たに設立したことにより、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲に加えたものであります。

また、アルテック・エンジニアリング株式会社は平成23年６月１日をもって、当社が吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

ALTECH U.S.A.,INC.、愛而泰可信息技術（蘇州）有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

上記会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および名称

①　持分法を適用した関連会社の数　３社

②　関連会社の名称

エスコグラフィックス株式会社、愛而泰可新材料（深圳）有限公司、Bio Navis Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

ALTECH U.S.A.,INC.、愛而泰可信息技術（蘇州）有限公司

(持分法を適用しない理由)

上記会社は、連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社３社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の第２四半期決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

		決算日	第２四半期決算日
・エスコグラフィックス株式会社	……	12月31日	６月30日
・愛而泰可新材料（深圳）有限公司	……	12月31日	６月30日
・Bio Navis Ltd.	……	12月31日	６月30日

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.、PT.ALTECH、ALTECH NEW MATERIALS (THAILAND) CO., LTD.およびPT.ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIAの決算日は９月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料（蘇州）有限公司、愛而泰可貿易（上海）有限公司、愛而泰可新材料（広州）有限公司、佛山愛而泰可新材料有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、９月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子会社についても10月１日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

ただし、一部の連結子会社については移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社２社

定率法によっております。（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が３～50年、機械装置及び運搬具が２～15年であります。

在外連結子会社８社

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が５～20年、機械装置及び運搬具が５～10年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

土地使用権については、契約期間に基づく定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

③ 災害損失引当金

災害に起因する復旧費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引および金利スワップ取引）
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務
変動金利借入金

③ ヘッジ方針
為替および金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨および金利に係るデリバティブ取引等を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。
また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間で均等償却しております。ただし、金額の重要性が乏しいものについては発生時に一括償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益および経常利益は7,097千円減少しており、税金等調整前当期純利益は25,497千円減少しております。

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年３月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年３月10日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産

建物及び構築物	996,912千円
投資有価証券	4,920千円
土地使用権	89,253千円
計	1,091,085千円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,208,415千円
長期借入金	265,000千円
計	1,473,415千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　4,026,559千円

３．保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

偉路愛而泰可印刷（蘇州）有限公司	12,024千円

なお、連結子会社ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.への出資に関して、株式会社三井住友銀行の子会社であるSBCS Co., Ltd.およびSMSB Co., Ltd.の出資額等8,960千円（3,472千バーツ）の保証を行っております。

４．貸出コミットメント
　当社においては、運転資金および事業投資資金の機動的、効率的な資金調達を行うことを目的に、取引銀行５行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は1,000,000千円であります。

５．長期預金
　「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期預金200,000千円（当初預入期間15年、満期日平成31年３月25日）は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

６．財務制限条項等
(1) 当社の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年３月26日、借入残高300,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持する。
② 各年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、２期連続して損失を計上しない。
また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
(2) 当社の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年３月26日、借入極度額1,000,000千円、借入残高―千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持する。
② 各年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、２期連続して損失を計上しない。
また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
(3) 当社の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年３月26日、借入極度額1,100,000千円、借入残高660,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(4) 連結子会社である愛而泰可新材料（蘇州）有限公司と東銀利市（香港）有限公司との金銭消費貸借契約（契約日平成21年３月20日、借入残高829千アメリカドル（65,624千円））には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、平成20年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における愛而泰可新材料（蘇州）有限公司の損益計算書の経常損益額と減価償却実施額の単純合算額について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(5) 連結子会社である愛而泰可新材料（広州）有限公司と東銀利市（香港）有限公司との金銭消費貸借契約（契約日平成21年３月25日、借入残高829千アメリカドル（65,624千円））には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、平成20年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における愛而泰可新材料（広州）有限公司の損益計算書の経常損益額と減価償却実施額の単純合算額について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(6) 連結子会社である愛而泰可新材料（広州）有限公司と東銀利市（香港）有限公司との金銭消費貸借契約（契約日平成23年２月18日、借入残高1,889千アメリカドル（149,481千円））には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、平成22年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における愛而泰可新材料（広州）有限公司の損益計算書の経常損益額と減価償却実施額の単純合算額について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(7) 連結子会社である愛而泰可新材料（蘇州）有限公司と東銀利市（香港）有限公司との金銭消費貸借契約（契約日平成23年４月28日、借入残高1,957千アメリカドル（154,919千円））には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、平成22年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における愛而泰可新材料（蘇州）有限公司の損益計算書の経常損益額と減価償却実施額の単純合算額について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	19,354,596株	―	―	19,354,596株
合計	19,354,596株	―	―	19,354,596株
自己株式				
普通株式	262,499株	320株	―	262,819株
合計	262,499株	320株	―	262,819株

（注） 普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成23年２月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

① 株式の種類 普通株式
② 配当金の総額 57,276千円
③ 配当の原資 資本剰余金
④ １株当たりの配当額 ３円
⑤ 基準日 平成22年11月30日
⑥ 効力発生日 平成23年２月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年２月28日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

① 株式の種類 普通株式
② 配当金の総額 57,275千円
③ 配当の原資 資本剰余金
④ １株当たりの配当額 ３円
⑤ 基準日 平成23年11月30日
⑥ 効力発生日 平成24年２月29日

３．当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第１回新株予約権
目的となる株式の種類および数	普通株式 200,000株
新株予約権の残高	2,000個

（注） 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。為替の変動リスクに関しては、社内規程に従い、実需に基づいて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、投機的なものではありません。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部には商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、実需に基づいて先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、社債および長期借入金は営業取引や設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注)２）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,778,692	2,778,692	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,637,405	3,637,405	－
貸倒引当金（※1）	△20,288	△20,288	－
(3) 投資有価証券	175,104	175,104	－
(4) 長期貸付金（※2）	34,730	34,730	－
貸倒引当金（※3）	△15,170	△15,170	－
資産計	6,590,474	6,590,474	－
(1) 支払手形及び買掛金	2,281,620	2,281,620	－
(2) 短期借入金	1,152,695	1,152,695	－
(3) 社債（※4）	90,000	89,735	△264
(4) 長期借入金（※5）	2,214,386	2,219,739	5,353
負債計	5,738,703	5,743,791	5,088
(5) デリバティブ取引（※6）	△7,059	△7,059	－

(※1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※2) 一年内回収予定の長期貸付金を含めた残高を記載しております。
(※3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※4) 一年内償還予定の社債を含めた残高を記載しております。
(※5) 一年内返済予定の長期借入金を含めた残高を記載しております。
(※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

返済期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、また当社および当社の子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

固定金利のものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価算定は、先物為替相場によっております。

外貨建債権債務の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建債権債務の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。これらの時価については、契約を締結している金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式等	109,309
関係会社出資金 非上場株式等	934,589
その他 非上場株式等	17,789
計	1,061,688

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の概要

当社連結子会社である愛而泰可新材料（蘇州）有限公司は、中国蘇州市に所有する工場の土地・建物の一部を賃貸しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、113,476千円（賃貸収益は主として売上高に、賃貸費用は主として売上原価に計上）であります。

２．賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
689,535	△59,989	629,545	736,731

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

２．時価の算定方法

連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　453円72銭

２．１株当たり当期純利益　2円54銭

（企業結合等関係に関する注記）
共通支配下の取引等

子会社（アルテック・エンジニアリング株式会社）の株式の追加取得

１．結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要
(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容
企業の名称：アルテック・エンジニアリング株式会社
事業の内容：産業機械・機器の据付・調整・保守サービス
(2) 企業結合日
平成22年12月１日
(3) 企業結合の法的形式
株式取得
(4) 結合後企業の名称
変更はありません。
(5) 取引の目的を含む取引の概要
当社グループ経営の効率化とガバナンスの強化を図るため、株主間で合意のもと少数株主が保有する全株式を取得し、完全子会社化したものであります。

２．実施する会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引のうち少数株主との取引として処理しております。

３．子会社株式の追加取得に関する事項
(1) 被取得企業の取得原価およびその内訳
現金及び預金　19,503千円
(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
①発生したのれんの金額
3,775千円
②発生原因
子会社株式の追加取得分の取得原価、当該追加取得に伴う少数株主持分の金額との差額によるもの。
③償却方法および償却期間
一括償却

子会社（アルパレット株式会社）の株式の追加取得

１．結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容
企業の名称：アルパレット株式会社
事業の内容：プラスチックパレットの製造・販売・容器包装リサイクルサービス

(2) 企業結合日
平成22年12月１日

(3) 企業結合の法的形式
株式取得

(4) 結合後企業の名称
変更はありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要
当社グループ経営の効率化とガバナンスの強化を図るため、株主間で合意のもと少数株主が保有する全株式を取得し、完全子会社化したものであります。

２．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引のうち少数株主との取引として処理しております。

３．子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価およびその内訳
現金及び預金　105,170千円

(2) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
①発生した負ののれんの金額
22,279千円
②発生原因
子会社株式の追加取得分の取得原価、当該追加取得に伴う少数株主持分の金額との差額によるもの。
③償却方法および償却期間
一括償却

子会社（アルテック・エンジニアリング株式会社）の吸収合併

１．結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称および取引の目的

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容
企業の名称：アルテック・エンジニアリング株式会社
事業の内容：産業機械・機器の据付・調整・保守サービス

(2) 企業結合日
平成23年６月１日

(3) 企業結合の法的形式
当社を吸収合併存続会社、アルテック・エンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称
アルテック株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項
当社グループの経営資源の集中、経営管理上の業務の統一化、業務運営上の対応の迅速化を図るため、吸収合併することといたしました。

２．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年１月20日

アルテック株式会社
　取　締　役　会　　御中

東　陽　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉　田　光一郎　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　裕　子　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原　口　隆　志　印

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アルテック株式会社の平成22年12月１日から平成23年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成23年11月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,754,455**	**流動負債**	**3,895,060**
現金及び預金	1,131,902	支払手形	714,893
受取手形	567,790	買掛金	1,083,893
売掛金	2,017,835	1年内返済予定の長期借入金	420,000
商品	1,004,048	短期借入金	100,000
原材料及び貯蔵品	85	リース債務	30,343
前渡金	529,976	未払金	146,760
前払費用	38,615	未払費用	300,029
未収入金	430,114	未払法人税等	14,605
その他	41,313	繰延税金負債	1,592
貸倒引当金	△7,226	前受金	1,052,309
固定資産	**6,390,453**	預り金	11,909
有形固定資産	**144,697**	受注損失引当金	200
建物	59,972	債務保証損失引当金	13,191
機械及び装置	4,396	その他	5,331
工具、器具及び備品	39,964	**固定負債**	**751,444**
土地	1,308	長期借入金	740,000
リース資産	36,621	リース債務	9,715
建設仮勘定	2,432	その他	1,728
無形固定資産	**36,124**	**負債合計**	**4,646,504**
ソフトウェア	31,646	（純資産の部）	
電話加入権	4,478	**株主資本**	**7,507,657**
投資その他の資産	**6,209,630**	**資本金**	**5,527,829**
投資有価証券	175,104	**資本剰余金**	**2,366,770**
関係会社株式	647,845	**資本準備金**	**1,783,821**
出資金	17,779	**その他資本剰余金**	**582,948**
関係会社出資金	3,765,019	**利益剰余金**	**△164,155**
関係会社長期貸付金	1,295,000	**その他利益剰余金**	**△164,155**
破産更生債権等	524,053	**繰越利益剰余金**	**△164,155**
長期前払費用	21,000	**自己株式**	**△222,786**
長期預金	200,000	**評価・換算差額等**	**△29,129**
その他	87,881	**その他有価証券評価差額金**	**△21,061**
貸倒引当金	△524,053	**繰延ヘッジ損益**	**△8,068**
		新株予約権	**19,876**
		純資産合計	**7,498,403**
資産合計	**12,144,908**	**負債純資産合計**	**12,144,908**

損益計算書

(平成22年12月１日から
平成23年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		11,161,911
売上原価		9,360,846
売上総利益		1,801,065
販売費及び一般管理費		2,120,123
営業損失		319,057
営業外収益		
受取利息	36,342	
受取配当金	235,913	
不動産賃貸料	14,041	
為替差益	14,362	
その他の営業外収益	29,006	329,666
営業外費用		
支払利息	39,478	
支払手数料	8,523	
その他の営業外費用	8,139	56,141
経常損失		45,532
特別利益		
貸倒引当金戻入額	9,400	
固定資産売却益	634	
抱合せ株式消滅差益	10,751	
事業譲渡益	40,850	
受取保険金	13,497	75,134
特別損失		
固定資産売却損	285	
固定資産除却損	5,500	
投資有価証券売却損	5,897	
関係会社株式評価損	101,379	
出資金評価損	11,144	
会員権評価損	12,287	
債務保証損失引当金繰入額	13,191	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18,399	
減損損失	58,519	226,606
税引前当期純損失		197,004
法人税、住民税及び事業税	△32,349	
法人税等調整額	△499	△32,849
当期純損失		164,155

株主資本等変動計算書

（平成22年12月１日から
平成23年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年11月30日残高	5,527,829	2,783,821	－	2,783,821	△359,775	△222,688	7,729,187
事業年度中の変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当	－	－	△57,276	△57,276	－	－	△57,276
準備金から剰余金への振替	－	△1,000,000	1,000,000	－	－	－	－
当期純損失	－	－	－	－	△164,155	－	△164,155
欠損填補	－	－	△359,775	△359,775	359,775	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△98	△98
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	△1,000,000	582,948	△417,051	195,619	△98	△221,530
平成23年11月30日残高	5,527,829	1,783,821	582,948	2,366,770	△164,155	△222,786	7,507,657

（単位：千円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成22年11月30日残高	△16,313	△15,314	△31,627	－	7,697,559
事業年度中の変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	－	－	－	－	△57,276
準備金から剰余金への振替	－	－	－	－	－
当期純損失	－	－	－	－	△164,155
欠損填補	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	△98
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△4,747	7,246	2,498	19,876	22,374
事業年度中の変動額合計	△4,747	7,246	2,498	19,876	△199,156
平成23年11月30日残高	△21,061	△8,068	△29,129	19,876	7,498,403

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①　子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②　その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物が３～50年、機械及び装置が15年、工具、器具及び備品が５～８年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用
定額法によっております。

３．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
(3) 債務保証損失引当金
債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

４．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
振当処理の要件を満たす為替予約取引および通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引）
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務
変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

為替および金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨および金利に係るデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引および通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を判定しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

６．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は7,097千円増加しており、税引前当期純損失は25,497千円増加しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産

投資有価証券	4,920千円
上記に対応する債務	
１年内返済予定の長期借入金	200,000千円
長期借入金	265,000千円
計	465,000千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　293,613千円

３．保証債務

他社の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり保証を行っております。

アルパレット株式会社	304,784千円
PT.ALTECH	153,272千円
ALTECH NEW MATERIALS（THAILAND）CO., LTD.	188,006千円
愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	220,544千円
愛而泰可新材料（広州）有限公司	270,013千円
偉路愛而泰可印刷（蘇州）有限公司	12,024千円
その他	43,326千円
計	1,194,884千円

４．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	306,715千円
短期金銭債務	53,504千円

５．貸出コミットメント

当社においては、運転資金および事業投資資金の機動的、効率的な資金調達を行うことを目的に、取引銀行５行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は1,000,000千円であります。

６．長期預金

長期預金200,000千円（当初預入期間15年、満期日平成31年３月25日）は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

７．財務制限条項等

(1) 当社の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年３月26日、借入残高300,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(2) 当社の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年３月26日、借入極度額1,000,000千円、借入残高―千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 当社の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年３月26日、借入極度額1,100,000千円、借入残高660,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持する。

② 各年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、２期連続して損失を計上しない。

また、その他の条項の主なものとして、担保提供資産、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	14,807千円
仕入高	695,804千円
販売費及び一般管理費	241,787千円
営業取引以外の取引高	279,959千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	262,499株	320株	－	262,819株

（注） 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

（税効果会計に関する注記）

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

① 流動の部

繰延税金資産	
未払費用	46,773千円
未払事業税	4,398千円
貸倒引当金	2,940千円
商品	92,416千円
未払金	23,403千円
その他	30,333千円
繰延税金資産小計	200,265千円
評価性引当額	△200,265千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
未収配当金	583千円
繰延ヘッジ損益	1,009千円
繰延税金負債合計	1,592千円
繰延税金負債の純額	1,592千円

② 固定の部

繰延税金資産	
工具、器具及び備品	4,458千円
投資有価証券	99,817千円
関係会社株式	52,598千円
関係会社出資金	1,409,280千円
貸倒引当金	106,818千円
繰越欠損金	853,322千円
その他	2,618千円
繰延税金資産小計	2,537,808千円
評価性引当額	△2,537,808千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

１．当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	14,843千円	11,192千円	3,651千円
計	14,843千円	11,192千円	3,651千円

２．当事業年度の末日における未経過リース料残高相当額

未経過リース料残高相当額

１年内	3,534千円
１年超	456千円
計	3,991千円

３．その他リース物件に係る重要な事項

(1) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	5,722千円
減価償却費相当額	5,091千円
支払利息相当額	495千円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アルパレット株式会社	所有 直接100.0%	当社が資金の援助および借入金等の保証を行っております。	資金の貸付（注3、4） 債務保証（注1）	126,666 304,784	長期貸付金	100,000
子会社	PT．ALTECH	所有 直接99.0% 間接1.0%	当社が借入金等の保証を行っております。	債務保証（注1）	153,272	－	－
子会社	ALTECH NEW MATERIALS (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接100.0%	当社が借入金等の保証を行っております。	債務保証（注1、2）	188,006	－	－
子会社	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	所有 直接100.0%	当社が資金の援助および借入金等の保証を行っております。	資金の貸付（注3、4） 債務保証（注1） 利息の受取	1,413,636 220,544 32,826	長期貸付金 その他（未収収益）	1,195,000 18,350
子会社	愛而泰可新材料（広州）有限公司	所有 直接100.0%	当社が借入金等の保証を行っております。	債務保証（注1）	270,013	－	－

（注1）債務保証につきましては、生産設備投資資金および運転資金として、金融機関等からの借入金等に対して保証したものであります。
（注2）債務保証引当金控除後の金額であります。なお、債務保証額に対し債務保証損失引当金13,191千円を計上しております。また、当事業年度において債務保証損失引当金繰入額13,191千円を計上しております。
（注3）資金の貸付につきましては、期中の平均残高を記載しております。
（注4）資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　391円71銭

２．１株当たり当期純損失(△)　△8円60銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年１月20日

アルテック株式会社
取　締　役　会　　御中

東　陽　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉　田　光一郎　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　裕　子　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原　口　隆　志　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アルテック株式会社の平成22年12月１日から平成23年11月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報
個別注記表の「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年12月１日から平成23年11月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、各取締役の報酬額については、取締役会決議により代表取締役に一任されており適法であるが、信義則に則ってなされたかどうか疑義がある。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

　なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び東陽監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年１月26日

アルテック株式会社　監査役会

常勤監査役　菅　原　正　則　㊞
社外監査役　今　中　幸　男　㊞
社外監査役　越　智　俊　典　㊞
社外監査役　平　岡　　　繁　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第36期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実施するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金３円、総額57,275,331円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成24年２月29日

なお、配当原資につきましては、その他資本剰余金とすることを予定しております。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

＊は新任候補者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	張　能　徳　博 (昭和24年10月13日生)	昭和51年７月　当社入社 平成３年２月　当社取締役第一事業部長 平成６年６月　当社常務取締役第五事業部担当兼第六事業部長 平成６年10月　バルコグラフィックス株式会社（現 エスコグラフィックス株式会社）代表取締役社長 平成９年２月　当社常務取締役第六事業部長 平成10年２月　当社専務取締役第六事業部長 平成11年２月　当社専務取締役エー・エム・エムグループ本部長 平成11年12月　当社専務取締役エー・エム・エムグループ代表 平成15年２月　当社専務取締役 平成16年３月　愛而泰可新材料（広州）有限公司董事長（現任） 平成16年４月　愛而泰可新材料（深圳）有限公司董事総経理（現任） 平成19年２月　当社専務取締役中国事業部門管掌 平成20年２月　当社取締役副社長中国事業部門管掌 平成20年３月　当社取締役副社長海外本部管掌 平成22年２月　当社代表取締役社長 平成23年２月　当社代表取締役社長　産業機械本部長（現任） （重要な兼職の状況） 愛而泰可新材料（深圳）有限公司董事総経理	90,088株
2	瀧　川　賢　一 (昭和25年１月19日生)	平成10年８月　株式会社東京三菱銀行（現　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）三鷹支店長 平成14年７月　当社入社　社長室長兼内部監査室長 平成15年２月　当社取締役社長室長兼内部監査室長 平成15年12月　当社取締役社長室長 平成16年６月　愛而泰可貿易（上海）有限公司董事長 平成16年６月　愛而泰可新材料（蘇州）有限公司董事長 平成18年９月　当社常務取締役総務・業務担当 平成19年２月　当社専務取締役コーポレート部門管掌 平成20年３月　当社専務取締役コーポレート本部管掌 平成21年２月　当社専務取締役管理本部長 平成22年２月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼総務部長 平成23年２月　当社取締役専務執行役員総務部・経理部管掌兼総務部長（現任）	3,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	木根渕　明 (昭和41年３月20日生)	平成元年４月　大倉商事株式会社入社 平成７年４月　コナミ株式会社入社 平成９年12月　米国コナミ代表取締役社長 平成13年８月　Tenaris Japan入社 平成14年９月　株式会社ファーストエスコ入社 平成15年６月　同社取締役経営企画室長兼管理本部長 平成18年７月　株式会社フジソク常務執行役員管理本部長 平成19年４月　市田株式会社入社 平成20年２月　日本ストロー株式会社入社 平成21年３月　同社取締役管理本部長兼CFO 平成22年２月　当社取締役執行役員経営企画本部長 平成23年２月　当社取締役執行役員経営企画部長（現任） 平成23年３月　エスコグラフィックス株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） エスコグラフィックス株式会社取締役	0株
4	中尾光成 (昭和38年５月25日生)	昭和61年４月　株式会社日本債券信用銀行（現　株式会社あおぞら銀行）入行 平成10年２月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成14年５月　フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現　フューチャーアーキテクト株式会社）入社 平成15年５月　フェニックス･キャピタル株式会社入社 平成18年10月　同社取締役（現任） 平成21年２月　当社取締役（現任） 平成21年６月　ティアック株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） フェニックス･キャピタル株式会社取締役 ティアック株式会社社外取締役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	富永　宏 （昭和29年７月24日生）	昭和53年４月　三菱商事株式会社入社 平成元年１月　モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（現　モルガン・スタンレー・ホールディングス）入社 平成７年２月　同社エグゼクティブ・ディレクター 平成12年５月　日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社（現　シティグループ証券株式会社）マネジングディレクター 平成15年11月　フェニックス・キャピタル株式会社マネージングディレクター（現任） 平成16年12月　株式会社ソキア（現　株式会社ソキア・トプコン）執行役員 平成20年１月　日特建設株式会社社外取締役 平成21年２月　当社取締役（現任） 平成22年２月　オリエンタル白石株式会社管財人 平成22年２月　同社取締役（現任） （重要な兼職の状況） フェニックス・キャピタル株式会社マネージングディレクター オリエンタル白石株式会社取締役	0株
6	＊ 池谷壽繁 （昭和42年６月28日生）	平成13年６月　当社入社 平成17年６月　当社経理部課長 平成19年２月　当社財務部長 平成23年２月　当社執行役員経理部長（現任） 平成23年５月　愛而泰可新材料（深圳）有限公司副董事長（現任） （重要な兼職の状況） 愛而泰可新材料（深圳）有限公司副董事長	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中尾光成および富永　宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．中尾光成および富永　宏の両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
①中尾光成氏は、フェニックス・キャピタル株式会社の取締役であり、その実績・識見は高く評価されているところであることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。
②富永　宏氏は、フェニックス・キャピタル株式会社のマネージングディレクターであり、幅広い経験と高い識見により、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。
４．中尾光成および富永　宏の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって３年となります。
５．社外取締役との責任限定契約の概要は、以下のとおりであります。
当社は、中尾光成および富永　宏の両氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
なお、当社は、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役今中幸男および監査役越智俊典の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。　＊は新任候補者であります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
＊ 石川　剛 （昭和43年７月８日生）	平成７年４月　弁護士登録 外立法律事務所（現　外立総合法律事務所）アソシエイト 平成10年７月　柿本法律事務所パートナー 平成12年１月　柿本・石川法律事務所（現　柿本法律事務所）パートナー 平成20年９月　霞が関法律会計事務所パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 霞が関法律会計事務所パートナー	0株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．石川　剛氏は、社外監査役候補者であります。

３．石川　剛氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。

４．当社は、石川　剛氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

５．石川　剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

(2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成24年２月27日（月曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） ・電話　0120-173-027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

メ　　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲　Room　5
電話　03(3548)3770

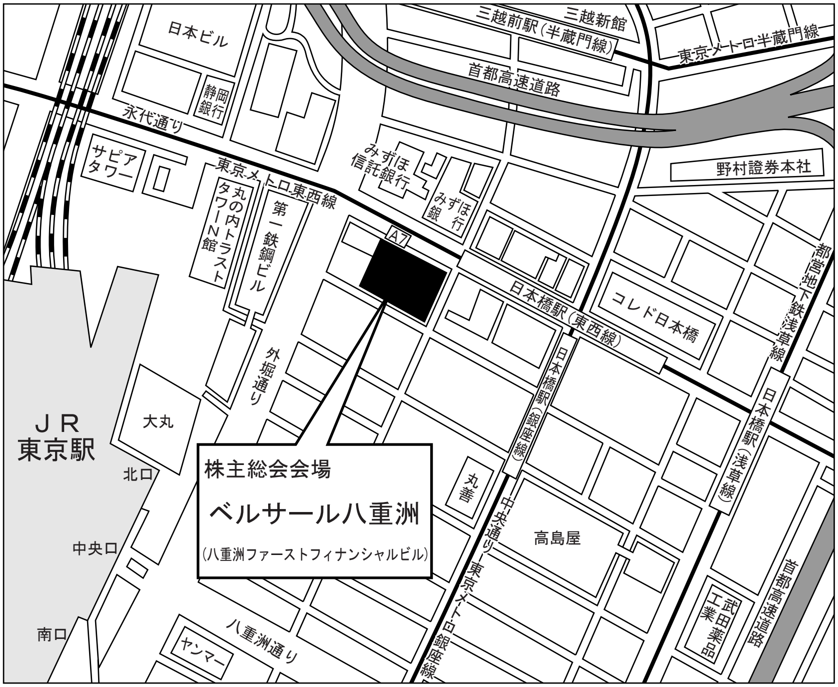

交通　「日本橋駅」Ａ７出口　　直結　（地下鉄東西線・銀座線・浅草線）
「東京駅」　八重洲北口　徒歩３分（ＪＲ線・地下鉄丸ノ内線）

（注）駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。